

公債に係る利払費の政策別コスト情報への表示について

平成 24 年 3 月 21 日
財政制度等審議会
法制・公会計部会

1. はじめに

政策別コスト情報は、政策評価の単位を基本とし、できる限り行政活動の費用の全体像を把握することを目的としている。当部会ではその具体的な手法について「政策別コスト情報の把握と開示について」

（平成 22 年 7 月 20 日）をとりまとめた。この報告書では「国債に係る利払費は個々の行政活動の結果発生した費用であるが、過去の事業活動を原因とするものであり、現在の行政活動の経費の状況を表すコスト情報において必ずしも他の経費と同様の取り扱いにすべきものではない。一方で、省庁別財務書類において公債関連情報として掲載されていることも念頭に、政策別に参考情報として示す方法について検討すべきである」としたところである。その後、平成 23 年 2 月には省庁別財務書類について、参考情報として記載される公債関連情報の配分の考え方の見直しを行った。

この見直しを踏まえ、この報告書は、政策別コスト情報において公債関連情報を参考情報として表示する方法について取りまとめたものである。

2. 基本的な考え方

公債に係る利払費については、過去の事業活動を原因とするものであり、現在の政策と直接因果関係が説明できるものではない。

しかしながら、国の政策は毎年度公債に係る利払費が費用として発生しているなかで実施されていることに鑑みると、

- ① 政策の財源調達に係るコストとして考えることができること
- ② 政策に利息負担を示すことで政策担当者のコスト意識の醸成を促す効果が期待できること

から、政策別コスト情報における参考情報として表示することとした。

また、政策別コスト情報において公債残高を併せて表示することが有用であるとの考え方もある。これは、

- ① 利払費（フロー）の発生源としての残高の表示
- ② 資産計上の促進などのストック情報の充実
- ③ 省庁別財務書類に掲載されている公債残高について政策別に配分された公債に係る利払費を基に配分計算が可能である

などの考え方による。

一方で、

- ① 政策別コストと公債残高については直接因果関係が説明できるものではない
- ② 公債残高を表示した場合、各政策がそれに相当する公債残高の原因となったとの、誤った認識を引き起こしかねない

ことから公債残高を併せて表示することが有用ではないとの考え方もある。当部会において検討した結果、政策別コスト情報においては公債残高を表示しないことが適当との結論に至った。

また、公債に係る利払費の算定の方法については、現在の行政実務・データの把握状況を踏まえた現実的なものとなるよう、事務量との関係に考慮し以下のとおりとした。

3. 政策別への配分方法について

省庁別財務書類において各省庁へ配分された公債に係る利払費を政策別に配分するにあたっては、政策のコスト規模により配分を行うことが適当であるとする。

具体的には、一般会計における政策別コストを基準として算定し政策別に配分する。その際、政策別コスト情報に参考情報として表示されている政策別に配分された官房経費等を加えたコストを基準に政策別への配分額を算出する。

なお、公債に係る利払費の政策別への配分にあたっては、財源調達に係るコストとして考えることが適当であることから、建設公債と特例公債とに区分せずに算定を行うこととした。

4. 特定財源の取扱いについて

政策によっては特定財源をもって政策運営を実施しているものもあることから、配分に当たっては政策別コストから特定財源を控除したコストにより政策別に配分することを原則としつつ、それが困難な場合は特定財源を控除する前のコストで政策別に配分することも認めることとする。

但し、今後、特定財源の見直しが行われることがあれば、その見直しの内容に応じて「政策別コスト情報」上の取扱いを検討することとする。

5. 政策別コスト情報への表示について

公債に係る利払費については政策別コスト情報の参考情報として表示する。